

個人番号カードの交付等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「政令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）に基づく個人番号カードの交付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(個人番号カードの申請等)

第2条 政令第13条第1項に規定する交付申請書は、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）が定める「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」とする。統合端末より出力する申請書ID入り個人番号カード交付申請書の請求は、次の各号に掲げる書類を市民課、庄内出張所又は新千里出張所に提示又は提出又は郵送することにより行うものとする。ただし、郵送で請求する場合は第2号又は第3号に規定する本人確認書類は本人確認書類の複写と読み替えること。

- (1) 「ID入り個人番号カード交付申請書交付請求書」（様式第6号）
 - (2) 個人番号カード交付請求者の本人確認書類（第6項の各号に掲げる書類のうち1点又は第10項の各号に掲げる書類のうち2点）
 - (3) 代理人（同一世帯員を除く）が請求する場合は、前号に代えて委任状等、代理権を証明する書類及び代理人の本人確認書類（第6項の各号に掲げる書類のうち1点又は第10項の各号に掲げる書類のうち2点）
 - (4) 郵送で請求する場合は、ID入り個人番号カード交付申請書を送付するために必要な料金分の切手を貼付した返信用封筒。
- 2 前項の交付申請書に貼付する写真は、申請から6ヶ月以内に撮影した縦4.5センチメートル及び横3.5センチメートルの無帽、正面、無背景のものとする。
- 3 政令第13条第1項に規定する申請書の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。再交付申請等を受けた場合は、統合端末より廃止入力及び住民総合システムより申請書IDの変更を行い、J-LISに申請書を送付する。
- (1) J-LISへの郵送
 - (2) 市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口での受付

- 4 省令第20条の総務大臣の定める方法とは次の各号に掲げるいずれかの方法とする。
 - (1) スマートフォンやパソコン等の端末から申請する方法
 - (2) 証明写真機から申請する方法
- 5 市長は、第3項第2号に掲げる申請があったときは、市長が適当と認める書類の提示を求め、個人番号カードの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）が本人であることを確認する。
- 6 前項に規定する市長が適当と認める書類は、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。なお、顔写真有の書類にあっては、当該写真が当該書類を持参した者の顔と一致することを検証する。また、有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。ただし、第2号に掲げる書類は、新たに個人番号カードの交付を受ける場合に限り、交付申請者と第2号に掲げる書類の顔写真の同一性が確認できれば、有効期間満了後のものでも有効とみなす。
 - (1) 住民基本台帳カード（顔写真有のものに限る。）
 - (2) 個人番号カード
 - (3) 運転免許証
 - (4) 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）
 - (5) 旅券
 - (6) 身体障害者手帳
 - (7) 精神障害者保健福祉手帳（顔写真有のものに限る。）
 - (8) 療育手帳
 - (9) 在留カード（顔写真有のものに限る。）
 - (10) 特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む。）
 - (11) 一時庇護許可書
 - (12) 仮滞在許可書
- 7 市長は、前項に規定する書類の提示があったときは、次の各号に掲げる事項のうちいずれかの確認を行う。この場合において、半導体集積回路の破損等のやむを得ない場合を除き、前項第1号及び第2号に掲げる書類の場合は第1号の確認を行い、前項第3号、第9号及び第10号に掲げる書類の場合は第2号の確認を行う。ただし機能の不具合等により困難である場合には3号の措置をとること。
 - (1) 当該書類に係る暗証番号の入力を求める。
 - (2) 当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された顔写真、氏名、生年月日及び有効期限を確認する。
 - (3) 交付申請者又は交付申請者と同一世帯に属するものに係る住民票の記載事項（世帯構成、同一世帯の者の生年月日等）の申告を受ける。
- 8 市長は、前項に規定する措置をとることが困難であると認める場合は、第6項に規定する書類のうち、2点以上の書類を確認する。

9 市長は、第7項又は第8項に規定する措置をとることが困難であると認める場合は、次の各号に掲げる書類を確認する。

- (1) 第6項に規定する書類のうち1点
- (2) 第6項に規定する書類の他、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって市長が適当と認める書類1点

10 前項第2号に規定する市長が適当と認める書類は、次の各号に掲げる書類（有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。）とする。ただし、顔写真有の書類にあっては、当該写真が当該書類を持参した者の顔と一致することを検証するものとする。

- (1) 第6項に規定する書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類
- (2) 電気工事士免状
- (3) 無線従事者免許証
- (4) 動力車操縦者運転免許証
- (5) 運航管理者技能検定合格証明書
- (6) 宅地建物取引士証
- (7) 船員手帳
- (8) 戦傷病者手帳
- (9) 海技免状
- (10) 教習資格認定証
- (11) 検定合格証
- (12) 官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- (13) 生活保護受給に係る証明書
- (14) 猟銃・空気銃所持許可証
- (15) 特種電気工事資格者認定証
- (16) 認定電気工事従事者認定証
- (17) 耐空検査員の証
- (18) 航空従事者技能証明書
- (19) 小型船舶操縦免許証
- (20) 国民健康保険被保険者証
- (21) 健康保険被保険者証
- (22) 船員保険被保険者証
- (23) 介護保険被保険者証
- (24) 後期高齢者医療被保険者証
- (25) 共済組合員証
- (26) 年金手帳・基礎年金番号通知書（年金額改定通知書・年金振込通知書を含む）
- (27) 各種年金証書

- (28) 恩給証書
 - (29) 学生証
 - (30) 法人が発行した身分証明書
 - (31) 精神障害者保健福祉手帳（顔写真無のものに限る。）
 - (32) 在留カード（顔写真無のものに限る。）
 - (33) 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
 - (34) 一部負担金相当額等一部助成医療証等官公署が発行した医療費助成又は手当などに係る受給者証
 - (35) 母子健康手帳
 - (36) 交付申請者の入院中の病院長、又は入所中の施設長、若しくは在宅で保険医療サービス又は福祉サービスを提供する介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が、当該交付申請者の顔写真を証明した書類
 - (37) 交付申請者の法定代理人が、当該交付申請者の顔写真を証明した書類
 - (38) 社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者である場合は、当該交付申請者について相談している公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が交付申請者の顔写真を証明した書類
 - (39) 住民名義の預金通帳、豊中市立図書館の利用者カード、住民票コード通知票、医療機関の診察券、キャッシュカード、クレジットカード、交通機関の定期券、成人識別ICカードtaspoo、運転経歴証明書（平成24年3月31日までに交付されたもの）のうち1点
- 11 市長は、第6項から第9項までに規定する措置をとることが困難であると認める場合は、次の各号に掲げる書類を確認する。ただし、通知カードの返納又は個人番号通知書の提示を受けた場合に限り、第2号の回答書は郵送又は配達によることなく、窓口で記載させることで確認できるものとする。
- (1) 第6項の各号に掲げる書類のうち1点又は前項の各号に掲げる書類のうち2点
 - (2) 交付申請者に対して転送不要郵便又は市職員による配達により照会した文書に対する回答書（個人番号カード交付通知書兼照会書と兼ねることができる。）
- 12 市長は、第6項から第11項までに規定する措置をとることが困難であって、第7項第3号の措置をとるときは、次の各号に掲げる書類を確認する。ただし、第1号及び第2号の書類は交付申請者又は交付申請者と同一世帯に属する者に係る氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が本人確認の措置をとる日前3月以内であるものに限る。また、通知カードの返納又は個人番号通知書の提示を受けた場合に限り、第3号の書類は郵送又は配達によることなく、窓口で記載させることで確認できるものとする。

- (1) 第10項の各号に掲げる書類（第39号に掲げる書類を除く）のうち1点
 - (2) 国税又は地方税の領収書又は納税証明書、社会保険料の領収証書、公共料金の領収証書・検針票のうち1点
- 13 前条第2号に規定する社会保険料の領収証書は、次の各号に掲げる社会保険料とする。
- (1) 健康保険の保険料
 - (2) 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税
 - (3) 後期高齢者医療制度による保険料
 - (4) 介護保険の保険料
 - (5) 労働保険料
 - (6) 国民年金の保険料
 - (7) 農業者年金の保険料
 - (8) 厚生年金保険の保険料
 - (9) 船員保険の保険料
 - (10) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の規定による掛金
 - (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による掛金
 - (12) 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）の規定により加入者として負担する掛金
 - (13) 恩給法（大正12年法律第48号）第59条（恩給納金）（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による納金
- 14 第3項第2号に掲げる届出があったときは、「個人番号カード受付台帳」（様式第1号）に受付をした旨を記入する。
- 15 前項の届出を行うときは、「暗証番号設定依頼書」を提出しなければならない。
- 16 書類の提出を法定代理人により行う場合は、交付申請者を同行させ、次の各号に掲げる書類を提出することとする。ただし、交付申請者を同行することが困難な場合は、次の各号に掲げる書類に加えて、交付申請者が同行できない旨を確認できる資料（医師の診断書、入院証明書、介護保険被保険者証又は障害者手帳等で、来庁が困難であると認められるもの。（中学生、小学生及び未就学児である場合を除く。））を提出することとする。
- (1) 法定代理人の第6項から第11項までに規定する書類（ただし書きの場合にあっては第6項から第10項に規定する書類。）
 - (2) 交付申請者の第6項から第13項までに規定する書類（ただし書きの場合にあっては第18項第2号に準じる。）
 - (3) 戸籍謄本その他その資格を証明する書類（本籍地が管内であるなど、市で法定代理人であることの確認ができる場合、15歳未満の者が交付申請者である場合で、交付申請者と法定代理人とが同一世帯かつ親子の関係にあることが住民票により確認でき、法定代理人が交付申請者の法定代理人である旨を口頭等で確認できる場

合、又は15歳未満の者が交付申請者である場合で、交付申請者と法定代理人とが同一世帯であることが住民票により確認でき、法定代理人から交付申請者の法定代理人である旨を誓約する書類の提出を受けた場合は、省略することができる。）

17 前項において、児童虐待や児童福祉施設に入所している等の理由により法定代理人に出頭を求めることが不適當又は困難である場合は、里親等（「里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者」をいう。）又は児童福祉施設職員を同行させ、次の各号に掲げる書類を提示することとする。ただし、交付申請者を同行することが困難な場合は、次の各号に掲げる書類に加えて、交付申請者が同行できない旨を確認できる資料（医師の診断書、入院証明書、介護保険被保険者証又は障害者手帳等で、来庁が困難であると認められるもの。（中学生、小学生及び未就学児である場合を除く。））及び交付申請者に対して転送不要郵便又は市職員による配達により照会した文書に対する回答書を提出することとする。

- (1) 里親等の第6項から第11項までに規定する書類（ただし書きの場合にあっては第6項から第10項に規定する書類）
- (2) 児童福祉施設職員の場合は、その施設の職員としての資格を証する書類
- (3) 交付申請者の第6項から第13項までに規定する書類（ただし書きの場合にあっては次項第2号に準じる）
- (4) 法定代理人に出頭を求めることが不適當又は困難である事情を説明する書類（児童福祉施設職員の場合は、施設長の署名が入ったもの。）

18 書類の提出を任意代理人により行う場合は、次の各号に掲げる書類を提示又は提出させることとする。

- (1) 任意代理人の第6項から第10項までに規定する書類
- (2) 交付申請者の第6項及び第10項の各号に掲げる書類のうち2点（第6項の各号に掲げる書類から1点以上）又は第10項の各号に掲げる書類のうち3点（顔写真付の書類（第10項第39号に掲げる書類を除く）を1点以上）
- (3) 委任状等、代理権を証明する書類（個人番号カード交付通知書兼照会書と兼ねることができる。）
- (4) 交付申請者を同行させることが困難であるときはその旨を確認できる資料（医師の診断書、入院証明書、入所証明書、介護保険被保険者証又は障害者手帳、母子健康手帳、学生証等で、来庁が困難であると認められるもの。）
- (5) 暗証番号設定依頼書（封入・封緘、又は隠ぺいシールを貼付したもの。）
- (6) 交付申請者に対して転送不要郵便又は市職員による配達により照会した文書に対する回答書

19 個人番号カードの交付により、通知カードの返納を受けたとき、又は個人番号カードの再交付により個人番号カードの返納を受けたときは、個人番号カード交付に係る保管書類にその旨を記録する。

20 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第20条第2項の規定により、住民基本台帳カードの返納を受け付けるときは、個人番号カード交付に係る保管書類にその旨を記録する。

(居所地としての申請受付)

第3条 DV等被害者など、やむを得ない理由により住民登録地以外に居住している場合は、個人番号カード及び前条第11項第2号に規定する回答書を居所地に送付するよう申請することができる。

2 前項の届出は、前条第3項第2号に規定する窓口で行うものとする。

3 市長は、第1項の届出を受け付けたときは、第1号の書類はJ-L I Sへ、第2号の書類は住所地市区町村へそれぞれ送付する。また、「個人番号カード受付台帳」(様式第1号)に受付をした旨を記入する。

(1) 個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書

(2) 返納を受けた通知カード又は個人番号カード(交付を受けている者に限る)、第1号に掲げる書類の複写、暗証番号設定依頼書、規則第5条の規定に基づく本人確認書類の提示に関する通知書、居所に居住していることを証する書類、個人番号カード送付先登録申請書(既に住民登録地市町村で申請済の場合を除く)及び住民基本台帳カード(交付を受けている者の場合に限る)

(他市町村で受付をした申請等)

第4条 市長は、他市町村から前条第3項第2号に規定する書類が届いたときは、「個人番号カード受付台帳」(様式第1号)に記入する。

(照会書送付)

第5条 市長は、第2条第3項第1号又は同条第4項に掲げる方法により個人番号カードの申請があったときは、J-L I Sから個人番号カード及び個人番号カード交付通知書兼照会書が市民課、庄内出張所又は新千里出張所に到着次第、「個人番号カード受付台帳」(様式第1号)に記入する。

2 市長は、第2条第3項第1号又は同条第4項の申請を行った者の個人番号カード及び個人番号カード交付通知書兼照会書を受領したときは、当該個人番号カードの交付前設定を行い、交付申請者に個人番号カード交付通知書兼照会書を送付する。

3 個人番号カード交付通知書兼照会書の送付は、交付申請者の住所への転送不要郵便又は市職員による配達によるものとする。

(個人番号カードの送付)

第6条 第2条第3項第2号又は第3条第1項に掲げる方法により個人番号カードの申請

があったときは、J-L I Sから郵送された個人番号カード及び個人番号カード交付通知書兼照会書が市民課、庄内出張所又は新千里出張所に到着次第、交付処理及び暗証番号の設定を行い、個人番号カードを交付申請者に対し、本人限定受取郵便により転送不要郵便で送付する。ただし、交付申請者が確実に届く旨の申出書を提出した場合に限り、簡易書留郵便により転送不要郵便で送付することができる。

- 2 市長は、前項の規定により、個人番号カードの送付を行ったときは、「個人番号カード受付台帳」（様式第1号）にカード送付日を記入する。
- 3 市長は、第1項により送付した個人番号カードを申請者が受領することなく市に返戻された場合は、速やかに返戻の事実を申請者に通知し、当該個人番号カードを受け取りに来庁するよう案内する。
- 4 市長は、第1項により送付した個人番号カードが市に返戻されたものを、申請者が受け取りに来庁した場合、申請者の本人確認書類（第2条第6項の各号に掲げる書類のうち1点又は第2条第10項の各号に掲げる書類のうち2点）を確認して当該個人番号カードを交付する。

（交付）

第7条 第2条第3項第1号または同条第4項に掲げる方法で申請された個人番号カードを交付申請者に交付するときは、第2条第14項、第19項及び第20項の規定を準用する。

- 2 第2条第3項第1号または同条第4項に掲げる方法で申請した個人番号カードは、個人番号カード受領書（様式第2号）と引き換えに交付する。
- 3 交付申請者の法定代理人に個人番号カードを交付する場合は、第2条第16項の規定を準用する。この場合において、個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号は法定代理人が設定する。
- 4 前項において、児童虐待や児童福祉施設に入所している等の理由により法定代理人に出頭を求めることが不適當又は困難である場合は、第2条第17項の規定を準用する。
- 5 交付申請者の任意代理人に個人番号カードを交付する場合は、第2条第18項の規定を準用する。この場合において、個人番号カードの暗証番号は市職員が設定する。
- 6 暗証番号の設定を希望しない場合は、交付申請者又はその法定代理人にいずれの暗証番号も設定しない旨が記載された回答書等又は暗証番号の設定を希望しない旨の申請書（様式第10号）を提出させ、市職員が暗証番号を無作為な番号に設定した後、当該交付申請者の個人番号カードの暗証番号をロックした状態としたうえで、個人番号カードの追記欄に記載年月日および「顔認証」と明記してこれに職印を押す。なお、利用者証明用電子証明書の発行を申請している場合に限り、暗証番号の設定を希望しないことができるものとする。

(交付取りやめ)

第7条の2 個人番号カードの交付申請を行った者が、当該個人番号カードの交付を受ける前に交付の取りやめを希望する場合は、申請者またはその代理人が「個人番号カード交付取りやめ申出書」(様式第7号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所に提出、又は郵送により届け出ることとする。

2 前項の届出は、電話でも申し出を受付することができる。この場合、氏名、住所、生年月日の聞き取りを行い、交付申請者の情報と相違ないことを確認し、「個人番号カード交付取りやめ申出書」(様式第7号)を市職員が記入する。

(未交付の個人番号カードの廃棄)

第7条の3 市長は、第2条第3項第1号または同条第4項に掲げる方法で申請された個人番号カードの交付通知書を発送してから6ヶ月以上来庁がない場合は、廃棄年月日を明示した督促を送付する。督促を送付した日から90日間を経過しても申請者が個人番号カードを受け取りに来なかった場合は、交付取りやめの意思があるとみなし、廃棄年月日経過後速やかに廃棄処理を行う。

2 第6条第3項により通知を送付した日から6ヶ月以上来庁がない場合は、前項後段の規定を準用する。

(券面記載事項の変更)

第8条 法第17条第4項の届出は、「個人番号カード住民基本台帳カード券面事項変更届」(様式第8号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所へ個人番号カードを添えて提出することにより行うものとする。ただし、当該変更に係る転入、転居、旧氏、通称又は戸籍等の届出を、個人番号カードを添えて行ったときは、当該届出書に個人番号カードの券面記載事項の変更届出を行う旨を記載することにより「個人番号カード住民基本台帳カード券面事項変更届」(様式第8号)の提出に代えることができる。

2 前項の届出を本人が行うときは、前項の規定により提示された個人番号カードにより本人であることを確認する。

3 第1項の届出を当該個人番号カードの交付を受けている者の法定代理人が行う場合は、次の各号に掲げる書類を提示させることとする。

(1) 法定代理人の第2条第6項の各号に掲げる書類のうち1点又は第2条第10項第1号から第36号の各号に掲げる書類のうち1点

(2) 個人番号カードの交付を受けている者の個人番号カード

(3) 戸籍謄本その他その資格を証明する書類(本籍地が管内であるなど、市町村が法定代理人であることの確認ができる場合、15歳未満の者が交付申請者である場合で、交付申請者と法定代理人とが同一世帯かつ親子の関係にあることが住民票により確認でき、法定代理人が交付申請者の法定代理人である旨を口頭等で確認

できる場合、又は15歳未満の者が交付申請者である場合で、交付申請者と法定代理人とが同一世帯であることが住民票により確認でき、法定代理人から交付申請者の法定代理人である旨を誓約する書類の提出を受けた場合は、省略することができる。）

4 前項において、児童虐待や児童福祉施設に入所している等の理由により法定代理人に出頭を求めることが不適當又は困難である場合は、里親等又は児童福祉施設職員に出頭させ、次の各号に掲げる書類を提示又は提出させることとする。

- (1) 里親等又は児童福祉施設職員の第2条第6項の各号に掲げる書類のうち1点又は第2条第10項第1号から第36号の各号に掲げる書類のうち1点
- (2) 児童福祉施設職員の場合は、その施設の職員としての資格を証する書類
- (3) 個人番号カードの交付を受けている者の個人番号カード
- (4) 法定代理人に出頭を求めることが不適當又は困難である事情を説明する書類（児童福祉施設職員の場合は、施設長の署名が入ったもの）

5 第1項の届出を任意代理人が行う場合は、次の各号に掲げる書類を提示又は提出させることとする。ただし、当該個人番号カードの交付を受けている者と同一の世帯に属する者が行う場合は、当該個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号を入力させることにより、第3号から第5号の提出を省略できるものとする。

- (1) 任意代理人の第2条第6項の各号に掲げる書類のうち1点又は第2条第10項第1号から第36号に掲げる書類のうち1点
- (2) 個人番号カードの交付を受けている者の個人番号カード
- (3) 委任状等、代理権を証明する書類（次号の文書と書式を統合できる）
- (4) 交付申請者に対して転送不要郵便又は市職員による配達により照会した文書に対する回答書
- (5) 当該個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号を記載した書類（当該個人番号カードの交付を受けている者又は法定代理人が記載し、封入封緘し、又は隠ぺいシールを貼付したもの）

6 市長は、第1項の届出があったときは、個人番号カードの表面の追記欄に当該届出による変更の内容を記載し、職印を押すものとする。

7 個人番号カードの内部記録事項は、届出人に当該個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の入力を求め、変更するものとする。ただし、第5項本文の場合は、第5項第5号の暗証番号を市職員が入力することにより内部記録事項を変更する。なお、追記欄に「顔認証」と記載された状態の個人番号カードの交付を受けている者の個人番号カードの内部事項を変更する際は、市町村職員が新たに住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号を無作為な番号に設定し、当該暗証番号の入力を経て内部記録事項を変更し、再

び暗証番号をロックした状態とする。ただし書きの場合においては、代理人に署名又は記名押印のある委任状を提出させるものとする。

(在留期間更新に伴う有効期間変更)

第9条 省令第27条第2項の届出は、「個人番号カード在留期間更新に伴う有効期間変更申請書」(様式第3号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所へ個人番号カードを添えて提出することにより行うものとする。

- 2 前項の届出は、前条第2項から第7項までの規定を準用する。
- 3 在留期間更新手続き中の場合は、前2項の規定を準用し、当該個人番号カードの有効期間の満了日から最長2ヶ月延長することができる。

(暗証番号の変更再設定)

第10条 暗証番号を変更又は再設定しようとするときは、「個人番号カード住民基本台帳カード暗証番号変更・再設定申請書」(様式第4号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所へ個人番号カードを添えて提出することにより行う。

- 2 前項の届出を法定代理人により行うときは、第8条第3項の規定を準用する。
- 3 前項において、児童虐待や児童福祉施設に入所している等の理由により法定代理人に出頭を求めることが不適當又は困難である場合は、第8条第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の届出を任意代理人により行うときは、第8条第5項本文の規定を準用する。
- 5 第2項及び第3項の場合は、代理人が暗証番号の入力を行うものとする。
- 6 第4項の場合は、市職員が暗証番号の入力を行うものとする。なお、変更届の場合には、第8条第5項第5号に掲げる書類には旧暗証番号も記載しなければならない。

(個人番号カードの紛失)

第11条 法第17条第5項の規定による届出は、市民課、庄内出張所又は新千里出張所への来庁又は電話によるものとし、来庁による届出のときは「通知カード個人番号カード紛失・廃止届」(個人番号通知書及び通知カードの手順に関する要綱(以下「個人番号通知書要綱」という)様式第4号)により行う。

- 2 個人番号カードの紛失により、当該個人番号カードを廃止する届出は、「通知カード個人番号カード紛失・廃止届」(個人番号通知書要綱様式第4号)により行う。
- 3 市長は、個人番号カードの紛失に係る当該個人番号カードの利用の一時停止は、省令第35条第1項第6号の規定によりJ-LISに委託をして行わせることとする。
- 4 市長は第1項又は第2項の届出があったときは、個人番号カードの交付を受けている者の氏名、生年月日、男女の別及び住所の申告を求め、住民基本台帳と照合し、本人であることを確認する。
- 5 第1項又は第2項の届出を代理人が行う場合、市長は第2条第6項の各号に掲げる書

類のうち1点又は第2条第10項の各号に掲げる書類のうち2点の提示及び、委任状等、代理権を証明する書類を提出させることにより、代理権の確認及び代理人の本人確認を行う。

- 6 市長は、第1項の届出は、「カード紛失届記録簿」（個人番号通知書要綱様式第5号）に記録する。
- 7 「通知カード・個人番号カード紛失届」（個人番号通知書要綱様式第4号）は、次条第1項又は第13条第1項の届出、第14条第1項の届出、又は個人番号カードの交付、再交付がされるまでは永年保存とする。
- 8 市長は、第1項の届出をした者から個人番号カード再交付申請等を受けたときは、第1項に規定する紛失届及び第6項に規定する紛失届記録簿に再交付日を記入する。ただし、第1項の届出において、紛失したことを証する書類の提出又は紛失したことを証する書類を提出することが困難な理由の記載がない場合は、個人番号カード再交付申請等の申請者は、紛失したことを証する書類の提出又は紛失したことを証する書類を提出することが困難な理由の記載を行わなければならない。

（個人番号カードを発見した旨の届出）

第12条 省令第30条の規定による届出は、「個人番号カード住民基本台帳カード一時停止解除届」（様式第5号）を市民課、庄内出張所又は新千里出張所へ個人番号カードを添えて提出することにより行うものとする。

- 2 前項の届出を法定代理人により行うときは、第2条第16項の規定を準用する。
- 3 前項の届出を里親等又は児童福祉施設職員により行うときは、第2条第17項の規定を準用する。
- 4 前項の届出を任意代理人により行うときは、第2条第18項の規定を準用する。
- 5 市長は、前3項の届出を受けたときは、当該紛失届及び紛失届記録簿にその旨を記載する。

（個人番号カードの返納）

第13条 政令第15条第2項に規定する書面は、「通知カード個人番号カード返納届」（個人番号通知書要綱様式第6号）に、当該個人番号カードを添えて行うものとする。ただし、他の届出と併せて、個人番号カードの返納があったときは、当該届出書に個人番号カードを返納する旨を記載することにより、個人番号カードの返納届に代えることができる。

- 2 政令第15条第2項の規定による返納は、市民課、庄内出張所又は新千里出張所への持参もしくは郵送等により行うものとする。郵送による場合においては、「通知カード個人番号カード返納届」（個人番号通知書要綱様式第6号）と同様の内容が記載された書面により行うことができる。
- 3 政令第15条第4項の規定による自主返納を任意代理人により行うときは、第14条

第3項の規定を準用する。

- 4 市長は、第1項の規定により個人番号カードの返納を受けたときは、そのカードの運用状況を廃止及び回収とした後、速やかに個人番号カードを裁断し、廃棄するものとする。ただし、半導体集積回路の機能が損なわれた個人番号カードが返納された場合にあっては、必要に応じて障害が生じた原因を調査したうえで、裁断し、廃棄するものとする。
- 5 政令第14条第1号に該当して個人番号カードの返納を受けたときは、前項の規定に関わらず当該個人番号カードの追記欄等に転出届出の年月日及び「国外転出による返納」等と記載した上で、職印を押し、還付する。
- 6 市長は、第1項の届出を受けたときは、前項に規定する措置をとった場合を除き、「カード返納・回収記録簿」（個人番号通知書要綱様式第7号）に記録する。

（個人番号の変更）

第14条 法第7条第2項の規定により、個人番号の指定の請求をしようとする者は、「個人番号指定請求書」（様式第9号）を市民課、庄内出張所又は新千里出張所のいずれかの窓口へ提出、又は郵送することとする。

- 2 個人番号の指定の請求をしようとする者が、前項の請求により、個人番号の指定の請求を行うときは、第2条第6項及び第11項の規定を準用する。
- 3 第1項の届出を代理人により提出する場合は、次の各号に掲げる書類を提示又は提出することとする。ただし、代理人が親権者である場合、市の公簿により、又は他市町村に電話照会を行ったうえで他市町村の公簿により親権が確認できるときは、第2号の書類の提示又は提出を省略することができる。
 - (1) 代理人の第2条第6項から第9項に規定する書類又は同条第10項に掲げる書類のうち2点以上
 - (2) 委任状、戸籍謄本等、代理権を証明する書類
- 4 第1項の請求を行うときは、交付を受けていない場合や紛失等やむを得ない場合を除き、通知カード又は個人番号カードの返納を求めるものとする。この場合、第13条第1項又は個人番号通知書要綱第5条第1項の届出は第1項の届出と兼ねることができる。

（既に交付を受けた個人番号カードの暗証番号をロックした状態とする切替手続き）

第15条 個人番号カードの暗証番号をロックしようとする者は「暗証番号の設定を希望しない旨の申請書」（様式10号）を市民課、庄内出張所又は新千里出張所のいずれかの窓口へ提出することとする。なお、暗証番号をロックしようとしている個人番号カードに利用者証明用電子証明書が記載されている場合に限り、当該申請を提出できるものとする。

- 2 前項の申請者が、個人番号カードの暗証番号をロックした状態とすることを希望するときは、第2条第6項から第10項の規定により本人確認を行う。

3 第1項の届出を代理人により提出する場合は、次の各号に掲げる書類を提示又は提出することとする。ただし、代理人が親権者である場合、市の公簿により、又は他市町村に電話照会を行ったうえで他市町村の公簿により親権が確認できるときは、第2号の書類の提示又は提出を省略することができる。

(1) 代理人の第2条第6項から第9項に規定する書類又は同条第10項に掲げる書類のうち2点以上

(2) 委任状、戸籍謄本等、代理権を証明する書類

4 前項において、児童虐待や児童福祉施設に入所している等の理由により法定代理人に出頭を求めることが不相当又は困難である場合は、第2条第17項の規定を準用する。

5 第1項の申請の設定については、暗証番号をロックした状態とし、当該申請の年月日を追記欄に記載し、「顔認証」と明記してこれに職印を押すこととする。この際、有効な署名用電子証明書が当該個人番号カード格納されている場合には、署名用電子証明書の失効を求める旨の申請があったものとして、当該署名用電子証明書を失効させる。

(追記欄に「顔認証」と記載された状態の個人番号カードの暗証番号の設定)

第16条 追記欄に「顔認証」と記載された状態の個人番号カードに暗証番号の再設定については、第10条の規定に準じて取り扱い、追記欄に記載されている「顔認証」年月日及び職印に取り消し線を引き、取り消し線に重ねて職印を押すこととする。

(申請書の保存)

第17条 この要綱に規定する様式は、第11条第7項の規定により永年保存とするもの、第2条第1項第1号に規定する申請書、第7条の2に規定する申出書及び第14条第1項に規定する請求書を除き、その受理した日から15年間保存するものとする。

2 第14条第1項に規定する請求書は受理した日から10年間保存するものとする。

3 第2条第1項第1号に規定する申請書及び第7条の2に規定する申出書は受理した日から3年間保存するものとする。

(関係機関への連絡)

第18条 個人番号カードの不正取得又は偽造(変造を含む。)の事実を確認したときは、直ちに大阪府へ報告、捜査機関への通報及び電気通信事業者協会への情報提供をそれぞれ定められた方法により行う。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年5月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年11月5日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年9月10日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月19日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。